

たけせ社会保険労務士事務所

# Monthly report



## 精神障害の労災が最多に～令和元年度「過労死等の労災補償状況」より

### ◆仕事が原因で精神疾患 労災申請・認定ともに最多

令和元年度の「過労死等の労災補償状況」が公表されました。厚生労働省は、過重な仕事が原因で発症した脳・心臓疾患や、仕事による強いストレスが原因で発病した精神障害の状況について、平成14年から、労災請求件数や労災保険給付を決定した支給決定件数などを年1回、取りまとめています。

本調査によれば、仕事が原因で精神疾患にかかり令和元年度(2019年度)に労災申請したのは2,060件、支給決定件数は509件となり、いずれも統計開始以降最多でした。

### ◆業種別では「医療・福祉」が最多

請求件数で見ると、業種別(大分類)では、「医療・福祉」426件、「製造業」352件、「卸売業・小売業」279件の順に多くなっており、支給決定件数で見ると、業種別(中分類)では、「社会保険・社会福祉・介護事業」が48件と最も多く、次いで「医療業」(30件)、「道路貨物運送業」(29件)と続きました。年齢別では、請求件数は「40～49歳」639件、「30～39歳」509件、「20～29歳」432件、支給決定件数は「40～49歳」170件、「30～39歳」132件、「20～29歳」116件の順に多くなっています。

### ◆パワハラ法制化による労災認定基準の改正

令和2年5月29日付けで精神障害の労災認定の基準が改正され、具体的出来事等に「パ

ワーハラスメント」が追加されました。労災認定基準にパワハラの種類が新設されたことで、より早期にパワハラの問題が認識されることとなります。会社にとっては、一層パワハラ問題も意識した対策が必要になってくるでしょう。

### ◆新型コロナウイルス感染症の影響

また、現在新型コロナウイルスの流行により、治療に当たる医療関係者はじめエッセンシャルワーカー等のメンタルヘルスの問題がたびたび話題に上っています。新型コロナウイルス感染症による働き方や環境の変化に伴い業務過多が生じ、結果的に長時間労働に陥ってしまうというケースもあります。

今後、様々な変化を踏まえ、企業としても労災が起きないような環境づくりに取り組んでいきたいところです。



## 公益通報者保護法が改正されました！

公益通報者保護法の一部を改正する法律案が6月8日に成立、同月12日に公布されました(令和2年法律第51号)。

以下、公益通報者保護制度の概要と改正内容について紹介します。

### ◆公益通報者保護制度とは？

公益通報者保護制度とは、国民生活の安心や安全を脅かすことになる事業者の法令違反の

発生と被害の防止を図るため、公益のために事業者の法令違反行為を通報した事業者内部の労働者に対する解雇等の不利益な取扱いを禁止する制度です。

#### ◆改正1:事業者自ら不正を是正しやすくするとともに、安心して通報を行いやすくする

事業者自ら不正を是正しやすくするとともに、安心して通報を行いやすくするため、①事業者に対し、内部通報に適切に対応するために必要な体制の整備等(窓口の設定、調査、是正措置等)が義務付けられます(従業員数300人以下の中小事業者は努力義務)。

また、①の実効性を確保するために、②行政措置(助言・指導、勧告および勧告に従わない場合の公表)が行われます。

さらに、③内部調査等に従事する者に対し、通報者を特定させる情報の守秘が義務付けられ、違反した場合には刑事罰が科されます。

#### ◆改正2:行政機関等への通報を行いやすくする

行政機関等への通報を行いやすくするため、①権限を有する行政機関への通報の条件(現行は「信じるに足りる相当の理由がある場合の通報」)に「氏名等を記載した書面を提出する場合の通報」が追加されました。

また、②報道機関等への通報の条件(現行は「生命・身体に対する危害」)に、「財産に対する損害(回復困難または重大なもの)」が追加され、また、「通報者を特定させる情報が洩れる可能性が高い場合」も追加されました。

さらに、③権限を有する行政機関における公益通報に適切に対応するために必要な体制の整備等についても規定されました。

#### ◆改正3:通報者がより保護されやすくする

内部通報・外部通報の実行化を図るため、①労働者だけでなく、退職者(退職後1年以内)や役員も保護対象とし、②保護される通報について、現行は刑事罰の対象となる通報だけであるところ、行政罰の対象となる通報も保護されることとなります。また、③保護の内容について、通

報に伴う損害賠償責任の免除を追加しました。

施行は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日となります。



#### 「家賃支援給付金」の申請要領が公表されました

経済産業省が7月7日、「家賃支援給付金」の申請要領を公表しました。この給付金は、5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減する目的で、賃借人である事業主に対して支給されるものです。

#### ◆支給対象は資本金10億円未満の法人と個人事業者

支給対象は、資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、個人事業者等で、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象とされています。

給付額は、申請日の直前1か月以内に支払った賃料をもとに算定されます。対象となるのは、5月～12月の売上高が1か月で前年同月比50%以上減少し、または3か月連続で同30%以上減少し、自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払っている場合です。

#### ◆給付額は法人が最大600万円、個人事業者が同300万円

給付額は法人が最大600万円、個人事業者が同300万円です。ホームページに給付対象や給付額の計算の仕方についての詳細が掲載されていますので、受給できる可能性があると思われる事業主の方は確認してください。申請期間は7月14日から2021年1月15日までの予定です。

#### ◆申請はインターネットで

経産省では、家賃支援給付金ホームページからのWEB上での手続きを推奨していますが、受付開始後、補助員が入力サポートを行う「申請サポート会場」も順次開設される予定です。申請についての相談は、下記のコールセンターで受けられます。

《家賃支援給付金 コールセンター》

TEL:0120-653-930(受付:8:30~19:00)

※8月31日まで:全日対応/9月1日以降:  
平日・日曜日対応(土曜日・祝日除く)

【家賃支援給付金ホームページ】

<https://yachin-shien.go.jp>

【家賃支援給付金に関するお知らせ】



#### 【書類送検記事】

##### 重機の用途外使用で送検 72歳の労働者が死亡する労災発生

愛知・豊田労働基準監督署は、車両系建設機械を用途外使用したとして、フジ建設(株)(愛知県名古屋市守山区)と同社現場作業責任者を労働安全衛生法第20条(事業者の講ずべき措置等)違反の容疑で名古屋地検岡崎支部に書類送検した。令和2年1月13日、豊田市内の土砂集積場において、同社の72歳の男性労働者が被災する労働災害が発生している。

被災者は、鉄製外壁を修繕するためにコンクリート圧砕機のアタッチメントの下で、鉄板の溶接作業を行っていた際、降下してきたアタッチメントと床面との間に挟まれ、重傷頭部外傷で死亡した。

同社は、解体用機械であるコンクリート圧砕機を、本来の用途ではない鉄板を押さえる作業に使った疑い。【令和2年6月10日送検】



##### 出荷先での労災かくす 2年間に2度虚偽報告

兵庫労働局(荒木祥一局長)は、2年間で2度にわたり虚偽の労働者死傷病報告を提出したとして、道路貨物運送業の辰巳運輸(株)(兵庫県姫路市)と同社事業所長および課長の計1法人2人を労働安全衛生法第100条(報告等)違反などの疑いで神戸地検に書類送検した。2件の労働災害とも営業所内で起きたと報告していたが、実際はいずれも同じ出荷先会社の工場内で起きていた。

1度目の労災は平成29年9月21日に発生した。同県姫路市内にある出荷先会社の工場内で玉掛け作業を行っていた労働者が、ワイヤロープと荷に足を挟まれて休業4日以上となる骨折を負った。事業所長は自社の営業所内で労災が発生し、実際よりも軽度の怪我であったとする虚偽の報告を姫路労働基準監督署に提出していた。

2年後の令和元年10月17日には、同じ工場内で別の労働者が怪我を負った。玉掛け作業時に荷に足を挟まれ、休業4日以上を負傷となっている。事業所長は課長と共謀し、再び労災の発生した場所を自社営業所内であったと偽り、怪我の程度も実際より軽いものとして報告した。

【令和2年7月9日送検】



#### 事務所より

以前ご連絡させていただいていた映画「めぐり逢わせの法則」の撮影が8月6日に無事終了しました。

お盆前後の予告編公開に合わせ、テレビや出演アイドルのブログ、Twitter等で紹介される予定です。

私もスタッフとして参加しております。

ご興味がある方は、ぜひお問合せください。

(武瀬)